令和６年度 大阪市立矢田北小学校 「学校いじめ防止基本方針」

１．いじめの定義

　「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法　第2条）

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」

（文部科学省）

２．本校の基本方針のポイント

　上記の考えをもとに、本校では「いじめ・不登校はどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「互いの人権を尊重し、豊かな心をもち、共に生きようとする子ども」育成のために「矢田北小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

　未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ・不登校事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の３点をあげる。

①　１９７５年の開校以来、「あらゆる差別を許さない子どもを育てる」という理念のもと、同和教育を推進してきた。「目の前にいる子どもたちの実態把握に努め、みんな（児童）をみんな（教職員）でみていく」という学校体制についての共通理解を図る。担任外も低学年部・中学年部・高学年部に位置付き、週に一度学年打ち合わせ会を行い、児童の情報を共有し連携を強化していく。

②　いじめを未然に防止するために、教育活動全体を通じ、全ての児童が自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。定期的に児童集会で縦割りの活動を行ったり、児童会活動等で各学年間の交流を図ったりすることによって、互いの人格を尊重し合える態度を育む。

　また、「いじめについて考える日」には校長より講話を行い、いじめのない学校にするためにどうすればよいかを児童に考えさせたり、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査を実施したりして、児童がいじめを訴えやすい体制を整えている。

③　毎朝校門で登校指導を行い、児童の様子を観察するとともに、地域・保護者と連携して児童が安全に登校できるよう努める。

　また、学校体制についてホームページや学校協議会等で広く地域・保護者に知らせ、連携して児童を見守る働きかけを行っている。

３．いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1)　授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

①　学習規律を確立するために、「学習に必要のないものは持ってこない」という生活のきまりを徹底させ、集中して授業に取り組むことができるように、教職員間で共通理解を図る。
　配慮を要する児童には、特別支援担当者が抽出して授業を行ったり、必要に応じて習熟度別少人数指導を行ったりしながら個別に対応し、その成果等を職員間で報告・記録する。

②　全教員が研究主題に基づいた授業を行う体制づくりをする。その授業について研究討議を行い、次の授業に向けての成果や課題をまとめ、「わかる授業」づくりに努める。
　また、教員間で公開授業を行い、参観して意見を述べ合うことで、授業力を高め合う活動を行う。

③　指導力を向上するために児童朝会・児童集会のある日を除く週に３日、朝の時間等を活用して学習に取り組ませる。具体的には、「漢字タイム」「ハッピータイム」を設定し、各学年がそれぞれの実態に応じて取り組みを進める。

(2)　自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

①　各学級の指導において、一人ひとりが発表できる場を多く設定し、互いを認め合う活動を充実させている。「朝のスピーチ」や「いいとこみつけ」など、各学級の実態に応じて進める。

②　人とのつながりを感じることのできる集団づくりに努めている。
　職員室への入室時に挨拶や用件を述べるように継続して指導してきた結果、どの教職員ともつながりがうまれている。
　また、給食時に食堂で全児童と教職員が関わり合いをもつことで、自然と友だちや教職員と関わり合う場がもたれている。

③　児童会が中心となって、地域を招いた「やたきたまつり」を実施したり、全児童が参加する集会を開いたりしている。教職員や地域・保護者から児童の頑張りや取り組みについて認め、積極的に誉めることで、児童の自己有用感が高まるように働きかける。

(3)　いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

①　１、２学期に一度、人権学習週間を設定し、各学年が年間指導計画に従って人権学習・道徳教育の取り組みを進める。
　また、人権学習で取り組んだことを全児童に伝え合う場として、人権学習発表会や児童集会を設けることで各学年の取り組みを知り、交流を深める機会とする。

②　命の大切さや互いを思いやることの大切さを、実感することができる取組を進める。障がい者施設の赤おに作業所と連携し、障がいがある方たちと交流することで、生命尊重の心を培うようにつとめると同時に、他を思いやる心を育むように働きかける。

③　携帯電話やスマートフォンの使用、インターネットの使用に関して、情報モラル教育に取り組む。問題を未然に防止するために、各学級担任による指導に加えて情報モラル教育の出前授業を行い、トラブルの被害者・加害者にならないように啓発する。

４．いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞
　いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

①　週に一回程度、各学年部での打ち合わせを図ることによって、児童の様子等の情報を詳細に共有する。さらに学期に数度、職員会議の機会を利用して児童理解の時間を設定し、児童の様子について交流する。
　それぞれの会議で人権教育の取組について議論し、全教職員が共通理解を図るように努める。

②　学期に一度のアンケート調査にもとづき、各学級担任が個別に聞き取りをし、いじめの未然防止・早期発見につなげている。管理職は、全児童のアンケート調査の詳細を把握し、必要に応じて職員に指示を出せるようにする。

③　保護者の要望に応じてスクールカウンセラーにつなげたり、外部機関との連携を図れるように関係諸機関の情報を把握したりする。いじめ相談窓口についての便りを全児童に配布し、周知を行う。

④ 心の天気や相談機能を活用し、児童の気持ちの変化や悩みを受けとめる体制を整える。

５．いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① 学級担任・同和人権教育主担・生活指導担当教員・養護教諭が一体となって、日頃から情報交換や連携に取り組むように努める。
また、何かあった時にはいつでも、教職員や管理職に相談できる体制づくりをしき、いじめの早期発見について共通理解を図る。

② 隣接小学校や進学中学校と連携を図り、生活指導上の問題について共有し合う。また年に２回東住吉区小中連絡協議会、年に３回３校教育推進会議を設け、各学校と警察などの関係機関との連携を強化し、いじめの早期発見についての問題や取組について議論する。

③ 警察と連携を図り、高学年児童を対象に「非行防止教室」を実施する。その際、ネット上のいじめ問題等についても触れ、児童に啓発する。

【調査】

① 児童対象いじめアンケート調査　年 3 回（6 月・11 月・2 月）
② ①の結果にもとづき、必要があると判断した児童からの聞き取り調査

【研修会】

・人権教育研修会（4 月・3 月）
・児童理解研修会（5 月・2 月）

６．いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 人権教育部
〈構成〉同和人権教育主担者, 地域連携担当者, 外国人教育担当者, 特別支援教育担当者
〈役割〉・本校の組織目標に鑑み、人権教育の研修を企画し、人権啓発を推進する。
・各学年の取組や実践を交流し、人権教育やいじめ問題に関わる情報について交流を図る。

② 生活指導部
〈構成〉 生活指導担当者, 特別活動担当者, 安全教育担当者
〈役割〉・生活指導の企画運営を行い、いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集・記録・共有を行う。

③ いじめ防止対策委員会
〈構成〉 管理職, 同和人権教育主担者, 地域連携担当者, 生活指導担当者
当該学年担当者, 養護教諭（SC、SSW）
〈役割〉・いじめ問題についての詳細の把握や、指導方針の決定を行う。
※ 問題の存在を、問題の定義に即して学校が認知した時点、あるいは問題の存在の疑いが生じた時点で発足し、必要に応じて不定期に開催する。

(2)　保護者や地域・関連機関との連携

①　ホームページで日々の教育活動について更新するとともに、毎月学校だよりを発行することによって、情報発信や人権啓発に努める。
　また、「家庭学習のすすめ」についても学期に1回発行し、家庭学習がはかどるように学校側から働きかける。

②　学校協議会で本校の取り組みについて提案し、広く意見を募り、「開かれた学校づくり」をめざす。

(3)　取組内容の検証

①　「運営に関する計画」における道徳教育や人権教育の年度目標について、各学期に検証を行う時期を設け、全教職員で共通理解を図る。

②　児童・保護者・教職員に教育アンケートを行い、グラフ化して児童の様子を把握する。その結果を各教員はいじめの未然防止・早期発見に活かし、ホームページに掲載して保護者にも知らせる。

7．重大事案への対処

（重大事態の定義）

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

①　万が一、重大事態の疑いが生じた際には、いじめ・不登校対策委員会において対策を協議するとともに、管理職は速やかに教育委員会へ報告する。

②　管理職から教育委員会へ重大事案の報告をした場合、市長及び教育委員会が、必要に応じて「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」を共同設置し、調査を実施する。

※　いじめ発見の際の流れ（例）

訴え・相談
気づき
⇨ 学級担任・学年部による聞き取り
⇨ 管理職・生活指導部長
同和人権教育主担等に報告
⇨ いじめ防止対策委員会で指導方針の決定
⇨ 被害児童への支援
加害児童への指導
⇨ 被害児童・加害児童の保護者への連絡
⇨ 学級・学年・部等での全体指導